

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 特殊整理（第九条—第三十三条）
- 第三章 雑則（第三十四条—第三十七条）
- 第四章 罰則（第三十八条—第四十二条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産は、この政令の定めるところにより整理する。

（定義）

第二条 この政令における用語の定義は、左の各号の定めるところによる。

- 「旧日本占領地域に本店を有する会社」 旧日本占領地域に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一条に規定する閉鎖機関を除く。）でその本邦内にある財産を整理するものとして主務大臣が告示で指定するものをいい、以下「在外会社」と略称する。
- 「在外金融機関」 在外会社のうち金融機関として主務大臣が告示で指定するものをいう。
- 「本邦」 本州、北海道、四国、九州及び主務省令で定めるその附属の島しよをいう。
- 「旧日本占領地域」 満洲、中華民国、台湾、朝鮮、樺太、琉球列島、南洋群島及び主務省令で定めるその他の島しよ並びに明治二十七年以後において日本により占領又は統治されていたその他の一切の地域をいう。
- 「人」 個人及び法人その他の一切の団体をいい、国、地方公共団体及び国又は地方公共団体の機関を含むものとする。
- 「未払送金為替に係る債務」 在外金融機関が本邦内の金融機関の店舗に向けて振り出した送金為替の、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第七号。以下「法律第七号」という。）の施行の際未払となつてい部分につき、当該在外金融機関が当該為替の所持人に対し負う債務をいう。但し、その所持人が左の一に該当する場合に限る。
 - 本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所）を有する者
 - 在外会社又は閉鎖機関令に規定する閉鎖機関（以下「閉鎖機関」という。）
- 「預金等に係る債務」 前号に掲げる債務を除く外、在外金融機関の負う預金その他の金融業務上の債務で主務省令で定めるものをいう。但し、その債権者が前号イ又はロに該当する場合に限る。
- 「整理財産」 在外会社の資産及び負債であつて左に掲げるものをいう。
 - 左に掲げる資産
 - 旧金、銀、有価証券等に関する金融取引の取締に関する件（昭和二十年大蔵省令第八十八号。以下「大蔵省令第八十八号」という。）第二条第二号の規定に該当する在外会社の本邦内にある資産
 - （一）に掲げるものを除き、未払送金為替に係る債務又は預金等に係る債務の債権者に対して在外金融機関の有する債権。但し、その債権の金額は、当該債務の金額（第二十七条の三の規定により支払う金額を含む。）を限度とする。
 - （一）及び（二）に掲げるものを除き、この政令又は他の法令の規定により在外会社又は金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）に規定する金融機関若しくは閉鎖機関から本邦内

において支払を受けることができる債権

(四) (一)から(三)までに掲げるものを除き、在外会社の本店、主たる事務所その他本邦外にある店舗（以下「在外店舗」という。）が負う口の(五)又は(六)に掲げる債務の債権者に対して有する債権。ただし、その債権の金額は、当該債務の金額を限度とする。

(五) (一)から(四)までに掲げるものを除き、主務大臣が指定し、又は特殊整理人が主務大臣の承認を受けた資産

ロ 左に掲げる負債

(一) その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について担保権が設定されている負債

(二) その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、在外会社の本邦内にある店舗（支店、従たる事務所、出張所、工場及び事業場をいう。以下同じ。）の事業又は財産から生じた負債

(三) 未払送金為替に係る債務及び預金等に係る債務（第二十七条の三の規定により支払う金額を含む。）

(四) (一)から(三)までに掲げる負債を除き、この政令又は他の法令の規定により在外会社又は金融機関再建整備法に規定する金融機関若しくは閉鎖機関に対して本邦内において支払う債務。但し、その債務の金額は、当該債務の債権者ごとに、当該在外会社とその者に対して有するイの(二)及び(三)に掲げる債権の金額を限度とする。

(五) (一)から(四)までに掲げるものを除き、在外店舗がその役員又は従業員で本邦内に住所を有する者に対して負う退職金その他の債務で主務省令で定めるもの

(六) (一)から(五)までに掲げるものを除き、在外店舗の事業又は財産から生じた債務のうち第五号イ又はロに掲げる者に対して負う本邦を履行地とする債務。ただし、主務省令で定めるものを除く。

七 「特殊整理」 整理財産につき、この政令の規定により行う整理をいう。

2 前項第六号の規定の適用については、在外会社の本邦内にある店舗と在外店舗との間の相互の勘定における貸借は、資産及び負債に含まれないものとする。

(許可業務以外の業務の禁止)

第三条 在外会社は、前条第一項第一号に規定する指定のあつた日（以下「指定日」という。）以後は、本邦内において、その業務を行うことができない。但し、指定日において、現に大蔵省令第八十八号第二条第二号の規定に基き大蔵大臣の許可を受けている範囲内において行う業務（以下「許可業務」という。）については、この限りでない。

2 主務大臣は、在外会社の許可業務の範囲を公告しなければならない。

3 主務大臣は、第一項に規定する大蔵大臣の許可の取消があつたときは、その旨を公告しなければならない。

(整理財産の引渡義務及び大蔵省令第八十八号の適用)

第四条 整理財産に属する資産を所持し、若しくは管理し、又はその所在を確認する本邦内の一切の人は、指定日から九十日以内にその旨を第十条に規定する特殊整理人（特殊整理人が選任されていない場合は、主務大臣）に報告し、又、特殊整理人の要求があるときは、整理財産に属する資産を所持し、又は管理する人は、他の法令又は契約にかかわらず、その整理財産に属する資産を遅滞なく特殊整理人に引き渡さなければならない。但し、主務省令で定める場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する資産を所持し、又は管理する人は、同項の規定による資産の引渡をするまで、その資産を善良な管理者の注意をもつて所持し、又は管理しなければならない。

3 左に掲げる場合を除き、この政令の規定は、整理財産について大蔵省令第八十八号の規定の適用を妨げるものではない。

一 整理財産が第十七条第一項第二号に規定する新会社に出資又は譲渡される場合（当該整理財産に限る。）

二 第七条第一項第一号から第三号までに掲げる債務について弁済その他債務を消滅させる行為をする場合

三 第五条第六項の規定により、同条第一項に規定する記名証券の再発行に係る行為をする場合

四 第五条第八項の規定により、同項に規定する登録債の元金の支払を受ける場所を変更する場合

五 その他主務省令で定める場合

(在外店舗所有有価証券の処理)

第五条 在外会社がその在外店舗において国若しくは本邦の地方公共団体又は本邦内に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行に係る記名証券（記名式の国債証券、地方債証券、社債券、特別の法律により設立された法人の発行する債券、株券及び出資証券をいう。以下同じ。）を有しているときは、特殊整理人は、就職の後遅滞なく、主務省令の定めるところにより、在外店舗所有記名証券一覧表を作成し、主務大臣に提出してその承認を求めなければならない。但し、主務省令で定める記名証券については、この限りでない。

2 前項の場合において、特殊整理人は、遅滞なく、当該記名証券が在外会社の在外店舗の有するものである旨、前項に規定する主務大臣の承認により当該記名証券は無効とし新たにその再発行を請求する旨及び利害関係人がこれについて異議があれば一定の期間内に事由を具して主務大臣に申し出るべき旨を公告し、且つ、在外店舗所有記名証券一覧表の写を第十三条に規定する主たる店舗に備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

3 前項の公告は、二回以上するものとし、同項の期間は、最初の公告の日から六十日とする。

4 主務大臣は、第一項の承認をするには、利害関係人の異議の申出を参しやくしなければならない。

5 主務大臣は、第一項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

6 第一項の承認があつたときは、当該記名証券は無効とし、特殊整理人は、その再発行を請求することができる。

7 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第五十七条、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十条及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第五条の規定は、前六項の場合には、適用しない。

8 在外会社がその在外店舗において国若しくは本邦の地方公共団体又は本邦内に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行に係る登録債（登録国債、登録地方債、登録社債及び特別の法律により設立された法人の発行する債券で登録されているものをいう。以下同じ。）で本邦外をその元金の支払を受ける場所とするものを所有しているときは、特殊整理人は、就職の後遅滞なく、当該登録債の元金の支払を受ける場所を本邦内に変更しなければならない。但し、主務省令で定める登録債については、この限りでない。

9 第六項の請求により再発行された記名証券に係る国債、地方債、社債、特別の法律により設立された法人の発行する債券及び株式又は出資の持分並びに前項の規定により元金の支払を受ける場所を変更された登録債は、第二条第一項第六号イに該当する整理財産とみなす。

（担保権の消滅及び財団からの分離）

第六条 整理財産に属する資産を目的とする担保権は、指定日において消滅する。

2 前項の場合において、担保権の登記の抹消は、登記権利者だけで申請することができる。

3 整理財産に属する資産が工場財団又は鉱業財団に属する場合には、当該資産は、指定日において、当該財団から除かれ、当該財団に属さないこととする。

4 前項の場合における工場財団又は鉱業財団の財団目録の記載の変更の登記の申請書には、当該財団に属する財産の一部が整理財産に属するものであることの証明書を添附しなければならない。

5 前項の申請書には、抵当権者の同意書又はこれに代るべき裁判の謄本を添附することを要しない。

（債務消滅行為等の禁止）

第七条 特殊整理人は、第十九条の規定による整理計画書の認可があり、且つ、主務大臣の指示があつた後でなければ、整理財産に属する債務について、弁済その他債務を消滅する行為をすることができない。但し、左に掲げる債務については、この限りでない。

一 特殊整理に要する費用に係る債務（第十条第五項に規定する特殊整理人の報酬を除く。）

二 許可業務について生じた債務

三 国又は地方公共団体の公租公課（戦時補償特別税、非戦災者税及び非戦災家屋税並びに昭和二十年九月二日以前に終了した事業年度分に対するものを除く。）その他主務省令で定めるこれに準ずる債務

四 弁済その他債務を消滅する行為について、財務大臣の許可を受けた債務

2 特殊整理人は、第十九条の規定による整理計画書の認可があり、かつ、主務大臣の指示があつた後でなければ整理財産に属する資産を処分することができない。ただし、資産を処分する取引又は行為について、財務大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（相殺、強制執行等の禁止）

第八条 整理財産に属する債務の債権者は、当該債権につき相殺をなし、又は整理財産に属する資産に対して強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行としての競売をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第二条第一項第六号口の(三)、(四)又は(六)に掲げる債務の債権者は、当該債権につき相殺をすることができる。

第二章 特殊整理

(監督)

第九条 特殊整理は、主務大臣の監督に属する。

(特殊整理人)

第十条 特殊整理は、特殊整理人が行う。

2 特殊整理人は、在外会社の本邦内における代表者、代表者がいないとき又は代表者が特殊整理人として不適当であるときは、代表者以外の者のうちから主務大臣が選任する。

3 主務大臣は、特殊整理人が法令若しくは主務大臣の処分違反したとき、公益を害する行為をしたとき又は特殊整理人を不適当と認めたときは、これを解任することができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により特殊整理人を選任し、又は解任したときは、その旨を公告する。

5 特殊整理人の報酬は、主務大臣が定める。

(特殊整理人の代表権)

第十一条 在外会社の本邦内における会社の代表並びに整理財産の管理及び処分の権限は、特殊整理人に専属する。

2 特殊整理人が主務大臣の認可を受けてする行為については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、適用しない。

(特殊整理人の職務)

第十二条 特殊整理人がこの政令の定めるところにより行う職務は、左の通りとする。

- 一 現務の結了
- 二 財産の管理及び処分
- 三 債権の取立及び債務の弁済
- 四 残余財産の処理
- 五 許可業務の執行

2 特殊整理人は、特に必要がある場合には、主務大臣の承認を得て、整理財産以外の財産についても、前項各号（第四号を除く。）に規定する職務を行うことができる。

3 特殊整理人は、前二項の職務を行うについて、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(主たる店舗)

第十三条 特殊整理人は、就職の日後遅滞なく、在外会社の本邦内における主たる店舗を定めなければならない。この場合において、本邦内に在外会社の支店又は従たる事務所があるときは、その支店又は従たる事務所のうちから主たる店舗を定めなければならない。

(報告事項)

第十四条 特殊整理人は、就職の日から二週間内に、左に掲げる事項を主務大臣に報告しなければならない。

- 一 在外会社である旨
- 二 在外会社の本邦内における主たる店舗
- 三 許可業務があるときは、その許可業務
- 四 特殊整理人の氏名及び住所

2 前項の報告をする場合には、定款又は定款の内容を識別することのできる書面を添附しなければならない。

3 特殊整理人は、第一項の報告について変更があつたときは、二週間内に変更された事項を主務大臣に報告しなければならない。

(債権者に対する催告)

第十五条 特殊整理人は、就職の日から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、整理財産に属する債務の債権者に対し一定の期間内にその債権を申し出るように催告しなければならない。但し、その期間は、一月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、特殊整理から除斥される旨を附記しなければならない。
- 3 特殊整理人は、知っている債権者には各別にその債権の申出を催告しなければならない。
- 4 知っている債権者は、特殊整理から除斥することができない。

第十五条之二 特殊整理人は、法律第七号の施行の日（その施行の日において在外金融機関でないものについては、指定日）から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、未払送金為替に係る債務及び預金等に係る債務の債権者に対し、一月を下らない範囲において主務大臣の定める期間内にその債権を申し出るように催告をしなければならない。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により催告をする場合に準用する。

第十五条之三 特殊整理人は、主務省令で定める日から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、第二条第一項第六号口の(五)又は(六)に掲げる債務の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るように催告をしなければならない。ただし、その期間は、一月を下ることができない。

- 2 第十五条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により催告をする場合に準用する。

(特殊整理人の義務)

第十六条 特殊整理人は、就職の日から九十日以内に、主務省令の定めるところにより、指定日における整理財産に関し、財産目録、貸借対照表、昭和二十四年一月一日から指定日までの収支計算書及び第二十八条の規定による債務の弁済及び残余財産の分配の順位を附した債務等支払一覧表を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の財産目録、貸借対照表及び収支計算書には、その内容を明らかにする完全な明細書を添付しなければならない。なお、財産目録には、各資産について、帳簿価額とともに時価（統制額を含む。）を記載しなければならない。

(整理計画書)

第十七条 特殊整理人は、主務大臣の指定する日までに、主務省令の定めるところにより、左に掲げる事項を記載した整理計画書を作成し、主務大臣の認可を申請しなければならない。

- 一 債権者の氏名又は名称、債権額、担保の有無、弁済又は相殺その他の方法により債務を免かれる額及び順位並びに株主又は社員その他の出資者（以下「株主等」という。）の氏名又は名称、持株数又は出資の価額及び株主等に対する残余財産分配額
- 二 資産の全部若しくは一部を出資若しくは譲渡すべき会社を新たに設立する場合又は資産の全部若しくは一部の出資若しくは譲渡を受けるため発行済株式の総数と同数以上の新株を発行する会社にその資産を出資若しくは譲渡する場合には、新たに設立する会社又は新株を発行する会社（以下「新会社」という。）について商法第百六十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び発起人又は取締役の氏名並びに株式の募集、売出その他処分に関する事項
- 三 その他主務省令で定める事項

- 2 整理計画書には、新会社の事業及び資金の計画その他主務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 在外会社の資産を新会社に出資又は譲渡する場合には、在外会社の株主等及び社債権者（その社債に係る債務の履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について指定日において担保権が設定されていた社債を有する者をいう。以下同じ。）は、整理計画書の定めるところにより、他に優先して新会社の株式を取得する権利を有する。

4 在外会社の株主等及び社債権者は、新会社の株式を取得する場合には、整理計画書の定めるところにより、発行価額の払込をし、若しくは在外会社に対する請求権を出資し、又は在外会社に対する請求権をもつて相殺することができる。

5 第十九条又は第二十一条の規定により新会社の設立又は新株の発行に関する事項を含む整理計画書の認可又は変更の認可があつた場合においては、前項の規定の適用については、在外会社の株主等は、当該整理計画書の認可又は変更の認可があつた時において、当該整理計画書に定めた残余財産分配額につき在外会社に対する請求権を取得したものとみなす。

6 第三項の場合においては、在外会社の役員及び従業員は、整理計画書の定めるところにより、在外会社の株主等及び社債権者に次いで新会社の株式を取得する権利を有する。

(整理計画書の公示、異議の申立)

第十八条 特殊整理人は、前条の規定による認可を申請したときは、遅滞なくその旨を公告し、在外会社の本邦内にある各店舗に整理計画書及び第十六条に規定する書類の写を備え置き、利害関係人の閲覧に